

今月の納税

固定資産税 第3期

納期限 9月30日

ご存じですか！

検察審査会

交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害にあい、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない。このような不満をお持ちの方は検察審査会にご相談ください。相談や申立てについての費用は一切無料で、秘密は堅く守られます。

検察審査会では、選挙権を有する一般国民の中から「くじ」で選ばれた11人の審査員が、検察官が事件を起訴しなかったことのよしあしを審査します。

○お問い合わせ先
鹿児島地方裁判所

川内検察審査会事務局

☎ 22154



交通事故発生状況

平成16年【7月】	平成16年【累計】
◆件数（前年比） 10件（±0）	◆件数（前年比） 70件（-6）
◆死者数 0人（±0）	◆死者数 1人（±0）
◆傷者数 13人（+3）	◆傷者数 88人（+3）

○期間 2年1期 ※継続入塾も可
○会費 年1万円程度
○申込方法
氏名・住所・電話番号・生年月日を記入して提出する。
○申込期限 9月21日
○申込み・お問い合わせ先
さつま青藍塾（橋口）
☎ 1111 内線161

さつま青藍塾

第3期新塾生募集

『元気活力ある地域づくり』を目指し、共に話し合い楽しく活動しているさつま青藍塾では、第3期新塾生を募集します。

○資格

塾活動に賛同し、協調して頂ける方。

○期間 2年1期

○会費 年1万円程度

○申込方法

氏名・住所・電話番号・生年月日を記入して提出する。

○申込期限 9月21日

○申込み・お問い合わせ先
さつま青藍塾（橋口）

☎ 1111 内線161

税務課から

～町税を滞納すると滞納処分を受けることになります～

町税は、決められた納期限までに納税者の皆さんに自主的に納付していただくものです。

そこで、町税を滞納した場合、どのような措置がとられるか紹介します。

◆町税の滞納と延滞金

決められた納期限までに町税を納めないことを「滞納」といいます。町税の滞納がある場合、まず督促状を送付し、さらに催告書や電話などで納税をお願いしています。

また、滞納をされた場合は、納期限までに納めた方との公平を保つために、本来納めていただく税額のほかに「延滞金」も納めていただくことになります。

延滞金は、本来納めていただく税額に、納期限の翌日から納めた日までの日数に応じて年14.6%の割合で計算されます。ただし、納期限の翌日から1か月を過ぎる日までの期間は、年7.3%の割合（当分の間、公定歩合に年4%を加算した割合）となります。

思いもよらない高額な延滞金になることもありますので、納期限内に納めていただきますようお願いいたします。

督促状が送付されたときは、督促手数料100円も納めていただかなければなりません。

◆滞納処分

督促状や催告書などにより納税をお願いしても納税せずに町税を滞納したまましていると地方税法・国税徴収法により、滞納している方の財産（不動産・動産・預貯金・給料等）の差押え、さらにはこれらの財産を公売するなどの「滞納処分」を行うことになります。

◆納税相談

税務課では、随時、納税相談を受け付けています。いろいろな事情でやむをえず納期限までに納付できない場合は、そのままにせず、滞納金額が増える前に、早めの納税相談を行うようにしてください。納税についての相談を希望される方は、税務課納税推進係までお越しください。

◆納期限内の納税にご協力を

町民の皆さんに納めていただく町税は、町民の暮らしを支える大切な財源です。

町税を納期限までに納めなければ、納税者の方にとって不利益となるだけでなく、町でも滞納整理のための余分な費用を貴重な町税からまかなうこととなりますので、町税を有効に使うためにも納期限内の納税にご協力をお願いします。

○お問い合わせ先

税務課納税推進係 ☎ 53-1111 内線162